

433  
4  
346

神と畏れ王と尊ぶこと



No 23689

22



(一)

神を畏れ王を尊ぶべし 彼得前書二章二十一  
 物の自然何んぞ怪むに足らん哉 基督信徒の神を畏れ王を尊ぶ  
 聖書業に之を説き 教會既に之を實驗して餘りありとす 神を  
 畏るれば之れが爲め王を尊ぶと能はず 王を尊べば之れが爲め  
 神を畏るゝと能はずと想ふは未だなほ神明の何たる將又君王  
 の何たるを知らざるがゆゑ而已 敬愛する兄弟よ 今朝は文武を  
 る 皇帝陛下聖誕の祝節にして 又嘉仁親王殿下の立太子式あ  
 るを記憶し先づ 上帝を畏れ 吾徒の殊に 上帝を畏るゝがゆ  
 ゑに陛下萬歳殿下萬歳國家萬歳の祝禱を上らざるべからず 此  
 時に方りこれが聖書の教義を明かにし 吾徒の信仰を公けにす  
 るの甚だ切用なりとす 蓋し夫の基督教會に反對する輩が百方  
 手を盡し 讒言を極め 終に信者は國君に不忠なりとの誹謗を以  
 て之を陥れんと 釋りしは 歴世の迫害史に特筆せられたる事實





(二)

ふして自ら尊皇云々の冠辭をねくは人をして冥冥裡に彼は誠  
 忠ならず彼は逆賊也と思はしめんと欲する意み出でしを徴  
 す又進んで縉紳貴族の輩には斯道を警へて往往之を信奉せん  
 とするものありと雖も皇室に忠實ならずとの忌憚ふ觸れんと  
 を慮り暫く躊躇する有と聞くを以て茲に國家の大祭此盛典  
 ある日に臨み恭しく神の名に於て本文の題詞に含める教義を  
 宣ふべし而して此説教は之を二段に分ち先づ神の畏るべきと  
 を説き次に王の尊ぶべきとを説くべし又故らに敬稱を奉らざ  
 るは汎く海外古今の君王を指す所の普通名稱なり  
 甲、神を畏るべき事(イ萬有の主宰)全能全知の神は宇宙を創造  
 給へる形なき靈氣として今其性徳を名狀せんが爲に喋喋の多  
 言を省き専らダビテ王及使徒パウロの言を引用せん上帝分上  
 天彰其榮光穹蒼顯其經綸分永朝永夕兮仰觀其象而知之兮天無

(三)

言而有言無聲而有聲分不言之言布於宇内無聲之聲聞於地極神  
 は福ある所の獨一の權威ある者諸の王の王諸の主の主獨一死  
 ざる者近くをを得ざる光に在して人未だ見しとなく又見ると  
 能はざる者也(詩十九篇二三)されを無限無窮の神は萬有の主宰に  
 して一國一地に限るべきものにあらざるなり試みふ其靈氣な  
 ると其永遠なるを其無變なるとの受造物に有する能はざるも  
 のを以て神の本質なりとするを見れば吾徒の眞神は狹隘なる  
 心を以て彼の神外人の神と云ふ國土境界の爲に斥くべきもの  
 に非るを知る凡り物として有形無形に拘はらず神の創造にあ  
 らざるはなく神の保護統御管理し給はざるはなし故に神と萬  
 有の主宰なりと稱道せばこれ正しく神に超えて一の實在者あ  
 るをなく吾人の誠に畏るべきものたるなり(只畏るべき理由を  
 ぶこれより神の畏るべき理由を宣へん或は云ふ神は萬有の主



(四)

宰なりとせむの畏るべき理由は早既ふこれが命題中に含め  
 りとするもあれども畢竟自然神教即ち神と人との關係を究め  
 ずして濫りにたゞ洪大なる山嶽河海暴風若くは格物等に由て  
 造化の妙用を歎美恐怖して戰慄するは未だ必ずしも天帝を畏  
 るとの秘奥に達したるものに非るなり畏るゝに二種あり一は  
 疎むの畏なり益す彼我の間を遠ざけ世に所謂こわき恐なり一  
 は親むの畏なり彌よ彼我の間を近づけ俗に所謂なさけある恐  
 なり而して基督信徒の神を畏るゝは其造物主たるのゆるのみ  
 ならず實に仁愛の主即ちりの善性に對して父子の情を以て畏  
 るゝなり吾徒が無限の帝前に跪きて之を天父よと稱ふるは即  
 ちこの故なり神の能力知識智慧至聖公義善良眞實の如き性徳  
 を問はばまさに吾徒の聖書に謂へる天父は完全なりとの語を  
 記して其の益す畏るべきものたるを知るべし何んとならば斯

(五)

る性徳の完全なるものへ即ち吾人の畏れざるを得ざるものな  
 ればなり(ハ)其然らばるの畏るべき状態は如何(二)畏敬上帝の  
 至上者あり天下列國君王諸主みな之を畏きて自ら卑謙の地に  
 立つ蓋しその卑謙は君王諸主をして民人の侮慢を招くの媒た  
 らしめず寧ろ之を畏敬する所なきよりして不虞の事實あるを  
 見る君王諸主立廢の大權は至公至義の神明に歸す(但以利三)何を  
 か言はん君王諸主の位地は神を畏るゝにあらずんは立つ能は  
 ざる所なり支那にては太古以還その皇室が上帝を祭るの例あ  
 り列國みな然りとす我皇室に在ても夙に神明を畏敬し給ふの  
 盛大なる事實に乏しからずその精粗は之を問はざるも昊天を  
 畏敬するは國家の主權者且つ然るなり上天を畏るゝは凡人  
 たる者の具ふべき責任にして夫の高貴の農小崇拜せらるゝ所  
 は又まさに下賤の暮に懇禱する所に異ならずエホバを畏るゝは



(六)

知識の本なりエホバを畏るゝとに因て人惡を離るエホバを畏るゝとの惡を憎むとなり(一) 第一章七十六至六六 苟も人類たる者その權勢の強大なるに誇るの弊あらを神明を畏るゝに非るなり君王諸主の一國よ君臨して其責を負へせらるゝは誠に天地の主宰たる神に對してなり凡そ人子の神を畏れ敬ふは前ふ述べしごとく父子の維繫に在て更ふ緻密なるを致したり強く之を言はば神を敬ふの一點は國所位地尊卑に由て制限せらるゝとなきものなりとす(二) 服從 神へたゞに人子の之を畏敬すべきものなるのみならず其威光の及ぶ所は天地萬物を保ち天下列國の治亂興廢各人の幸不幸みな神の聖旨に出でざるはなし一言せば王命は主權ある一國に限ると雖も天命は宇宙を通じてり及ばざる所なし王命は之に背く罪人あれども天命は之を罰するに萬國萬民みな恒

(七)

に上帝に服從す上帝に逆ふものも亦上帝の大審判に服從せざる能はず貧富強弱盛衰生死盡く偶然に來らず知ると知らざると信ずると信ぜざると小拘はらず天帝の妙算攝理に泄るゝとあるなし基督信徒は此事を以て天帝を畏敬し奉るの理由とするが故に實は臣民の分として君王諸主を尊敬し又之に従順なるよりは獨一在天の眞神を畏敬するを以て遙かに教しとするなり曰く道命重於君命也と然りと雖も天の神を畏敬するの故を以て君王諸主を尊敬するに及ばず之を奉戴するに及ばず又之に従順なるに及ばず忠義なるに及ばずとするの理由なく寧ろ神と王とは俱に尊重すべきもの也エホバと王とを畏れよとは天啓の教旨なりとす(三) 第二十四章

乙、王を尊ぶべき事(一) 一國の主 神を畏敬すべきは既に説き來れる如くなれば極端に之を評し去り基督信徒は實に君王諸主



(八)

に不忠なる者也彼ハ逆賊なりと見倣すは未だ其一を知つて其  
 二を知らざるものあり或は爾か甚だしき誤解なきも基督教は  
 自然忠愛の心を滅殺するの傾向ありとの臆斷を下すものもあ  
 らん然りと雖も神を畏るゝとは君王諸主を尊ぶの障碍となる  
 なく却て其尊王の念をして彌よ確固ならしむるなり統治者の  
 國家に必要なるを歴史上の結果のみならず基督教徒ハ之を  
 以て神の制定なりと信ず基督教徒の中にも誤解者なきを保せ  
 ずと雖も基督教の聖書ハ明かに此事を主張して已まざるあり  
 外國には共和主義の基督教徒あれども必竟基督教のゆゑにあら  
 ず政治上の意見に在るものなりわが大日本帝國の基督教徒に  
 は一人だも共和主義の人なかるべし抑も吾徒は帝王神種説を  
 信ずるものにあらずと雖も一國の主上として之に君臨するも  
 のあるはうれ天帝の定めさせ給ふ所として之を奉戴するなり、

(九)

神より出でざる權なく凡有る所の權は神の立て給ふ所なれ  
 ばなり是故に權に悖ふものは神の定に逆くなり(羅馬十三) 熟ら以  
 扈列民の歴史を案ずるふその立君の始サウルの位に即くや預  
 言者サムエルは民衆に宣言して視よエホバ汝等み王を立てた  
 まへりと告げたり(母前十三) 而してサウルの事に關しては兄弟諸  
 子の知らるゝ如く盛代の君に非りしかども其王位に在るや民  
 は之を上帝の撰任に出づると認めて之を尊敬し之に従順なる  
 べしと命ぜられたりサウル且然るを以て見ればりの君の明主  
 なるを暗弱なるとみ拘はらず苟も臣民の分としては其間に存  
 する尊敬の義務を盡すは諸帝の帝諸王の王の聖命なり畏るべ  
 きものは畏れ敬ふべきものハ之を敬ふべし君王諸主は抑もそ  
 の統治する邦土に在て主上たる位地を占むるものなるが故に  
 基督教徒ハ更に之を拒むの理由なく自家の塔に安んじ其國



の成憲に基きて或は法を布き或は政を行ひ或は司法の大權を握り給ふに對ひて充分なる尊敬從順を表彰するの外更に一言すべきものなしとす(口、尊敬すべき所以)君臣父子の義理を説くに方り先づ支那流の思想を斥けここに心を虚ふし氣を平かにして之を察するに基督信徒の父母に孝順なるを致すハ其神明の誠命に出づるを以てなりたゞ人情自然の赴く所ふ拘泥したるが故にあらす斯の如く君王諸主を尊敬するも亦實ハ上帝の聖訓に據てなり上帝の訓誠は當さに君臣を通じて一般に則るべき模範なり(一、尊敬)故に基督信徒は心裡よりして篤く尊敬の念を國君に對して保たざるべからず萬一不敬の意志だにこれあらば法律の制裁が及ぶざる所までも教法の誠命は之に關涉して斯は神の制定に背くなりとの義罰を加ふべし汝の心の中にても王たるものを詛ふなかれとはりれ此謂なり(傳道十)され

を我大日本帝國に於ける基督信徒は如何我皇統が紀元以還凡る二千五百五十年間全く一系を繼がせ給ひ將來殆んど極りなからんとする無比至寶の尊榮小渡らせ給ふ所を知らば申すも畏きとあがら文武ある 皇帝陛下は天地の造主諸主の主諸王の王の聖旨を承けさせ給ふて我帝國を統治めさるゝと思はずんばあらず臣民の義務として皇室の尊榮を盡るは何人も諾ふ所なきども基督信徒こり更に忠愛の實と擧ぐべけれ未信者が尊敬の理由を知らずして昔時濫りに神種視したる未開の蠻風を襲ひ前年山陽の某地に於て許多の人民が一齊あしたる如く合掌神明と等しく崇拜せしハ寧ろ尊敬の實を失する所あらん奴隸の民として外貌に君王を崇拜するハ人子の分限に非るなり自由の民として精神より諸主を尊敬するハ人子の義務なり預言者ダニエルが當時君王の御前に召さるゝや先づ其座



に對して祝詞敬辭を發し然る後に奏上する所ありたりエメラ  
 子へミヤも亦然り活ける神の外に至尊なしとまで信ずると  
 篤きへブル人にては國王諸主の尊敬すべきものたるを認めし  
 は誠に偶然に非るなり基督信徒の君王を尊敬するの責任は天  
 帝が之を命じ給ふ所なれを君王御自身にはるの上帝を畏敬し  
 給ふと天主教を奉ぜらるゝと希臘教の教宰たらるゝと祖先教  
 を信倚し給ふとに拘はらずして其精神即ち尊敬の精神を養は  
 ざるべからざるなり波斯王殿下と雖も波斯人ハ之を尊敬すべ  
 し波斯人の基督信徒は特に之を尊敬せざる可らず何となれを  
 上帝の命あり又特に信徒はるの命を知ればなり土耳其帝陛下  
 に於ける埃及王殿下に於ける皆然りとす世に英人ハるの女皇  
 陛下に對して忠心を懷き尊敬比なしと傳ふれども我國の基督  
 信徒は之に倍して赤心無二の尊敬と誠忠の覺悟なかるべから

ず凡る過去二千六百年間我徒の祖先の臣民として事へ來れる  
 皇室は現に吾徒今日の主君なり歴史上の關緊及び事實に由て  
 我徒の父等の奉戴し來れる所は吾等の今正さしく尊敬する所  
 の皇室なり是を以て此偶然ならざる二千餘年間君臣の情義を  
 維持し來れるもの豈ふ一朝外教を信奉したればとて不忠の賊  
 子となるべけんや況んや神を畏るゝ神の聖旨を知る神の制定  
 を認めたる基督信徒に於ておや裁判官を罵るべからず主長を  
 誣ふべからずとは摩西律に於て制定せられたる所なり(出埃二  
 八二)(二)從順然りと雖も疑ふ者の之を怪む點は基督信徒の果し  
 てその主張するが如く誠忠の事實ありや否と問ふにあり如何  
 にも至當の疑問と思はるそれ神は神なり王は王なり君王諸王  
 と雖も天命に逆ふとの危害なるを知る君命と雖も神の誠命に  
 協はざれば基督信徒は之に順ふことを畏る我大日本帝國に



在ては臣民の權利義務も既に確定したるが故にこれより臣民の皇室に對し奉る忠順の念は南山の壽あらん信教の自由ある臣民が將來に於て神の誠命に悖らざるを得ざるが如き君命に接せんと杯へ殆んど思ひも寄らざるなり傳道書第八章に早まりて王の前を去るとなかれ王の命を守るべし王の言語に力ありとは君王諸主に従順なるべきを命ずるなり又曰く之に服へ惟怒ふ縁りてのみ服はす良心に縁りて服ふべし(羅馬五)と然らば一朝大權を以て戰を宣し給ふ時に際して基督信徒は如何にするやと問ふものあらん基督信徒の中にも聖書を誤解して大權は之を疑はざるも兵戰なる一點に限り堅く之を拒む所のものあり彼輩に之を除きて他は實に殊勝なる舉動ありと雖も到底誤解者たるを免れず又嚴しく之を云はを恐く基督信徒の名をも附し難き一種の社友ならん之を除かを基督信

徒ハ敢て戰を好むふはあらずと雖も大權の宣布するに逢ふては瞬時も之に逡巡せず戈を掲げて陣に臨まん或は敵もし基督信徒ならば之を如何せん戦は一箇人の争にあらざ國家と國家との間ふ在て大權の宣布する所なれば萬一敵兵みな基督信徒たりと雖も我徒は進軍に従はん何んとなれば戰は上帝の命を待たず單に國家主上の宣布する所に係り臣民の義務として之に従順するのみ信仰上の義務に關せざるなり而して基督信徒も亦國民としては之に従順なるを天帝の命に給ふ所なり今の時と雖も正當なる理由あるに於ては戰をなすも道に背かず彼は徒らに刃を操らずとこれを謂ふ(羅馬四)況んや吾人は臣民として之に順ふに於て然れを此事に關し希臘教徒の輩と雖も一夕事あるに際して身を國家の爲に致し北門の鎖鑰を警護し時宜に由て奮闘決死するは確く信すべき所ありと



す  
 結局 之を要するに上に在て權を掌る者に凡て人人服ふべし  
 とは聖書の教義なり(羅馬十 三章一)且つ我徒は今や格別に皇室の爲め祈  
 禱すべき時機に際會せしなりと信ず(前提二 一章一)願くはソロモン代の  
 史記の我國に應驗せんを曰くかくてソロモンハエホバの位  
 に坐し其父ダビデに代りて王となりその繁榮を極むイスラエ  
 ルみな之に従ふまた一切の牧伯等勇士等れよびダビデ王の諸  
 の子等みなソロモン王に服事すエホバイスラエルの目の前に  
 てソロモンを甚だ大ならしめ彼より前のイスラエルの王の未  
 だ得たるとあらざる王威を之に賜へりと(歴代上二十九章 二三―二五)然らば神  
 を畏るゝも王を尊ぶの害とならず王を尊ぶも神を畏るゝの道  
 を失はず抑も王を尊ぶは神を畏るゝに由て完全なるを致すな  
 り  
 アーメン

明治二十二年十二月七日印刷  
 明治二十二年十二月九日出版

著作者兼  
發行者

加藤 覺

東京府下荏原郡  
御殿山百二十番地

印刷者

製紙分社

廣瀬 安七

東京日本橋區  
兜町一番地



2E-99





020323-000-8

特16-424

神を畏れ王を尊ぶべし

加藤 覚/著

M22

ABI-0129

